

第 6158 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月13日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

Q : 昨年、上場株式の配当を受け取りましたが、課税関係はどのようになりますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)が支払われる場合は、その支払の際に20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。

※1 上場株式等の配当等とは、上場株式等の利子、配当、収益の分配等をいいます。

※2 大口株主等とは、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

課税関係は、源泉徴収で完結することもできますし、確定申告をすることもできます。

申告不要を選択する場合は、1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに選択することが認められます(ただし、源泉徴収口座内の上場株式等の配当等については、口座ごとに選択する必要があります)。

また、確定申告をする場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができますが、この場合には、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】